

令和元年分村県民税・所得税の申告相談のお知らせ

村では、令和元年分村県民税及び所得税の申告相談を下記の日程で行います。この申告は、令和2年度村県民税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算出の基礎となります。

また、福祉関係の手続き、国民年金保険料の免除申請など税関係の証明書が必要となる場合があります。未申告の場合は証明書の交付を受けられませんので、必要と思われる方は収入がない場合でも申告をお願いします。

申告相談の日程

1. 期 日 : 令和2年2月10日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く)
2. 受付時間 : [午前] 9時～11時 [午後] 1時～4時
3. 場 所 : 大玉村役場 分庁舎会議室(役場本庁舎裏)
4. 通 知 : 混雑を避けるため、相談日を指定し後日ハガキでご案内いたします。

ただし、前年度の申告で所得税の申告を行った方や、令和元年中に大玉村に転入された方、事業所得の申告をされた方等、ハガキでご案内する方は限られておりますので、案内のない方でも申告が必要な場合は、日程表を参考に会場までお越しください。

なお、税務署の判断を必要とする複雑な申告内容の場合(雑損控除、株式譲渡、先物取引、土地・家屋の譲渡等)は、二本松市民交流センターにご案内する場合がありますのでご了承ください。

申告が必要な方

令和2年1月1日現在、大玉村に住所のある方で次のいずれかに該当する方

- ◆農業、商業、建築業、製造業など個人で事業を営んでいる方
- ◆土地や建物などの貸付けによって所得のある方
- ◆給与所得のある方で
 - ①2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方(パート・アルバイトを含む)
(2ヶ所以上でも、前職分などすべての分を含めて年末調整した方の申告は不要です)
 - ②退職等で年末調整をしていない方
- ◆給与収入金額が2,000万円を超えた方
- ◆土地や建物などを譲渡した(売った)方
- ◆前年中に所得がなくとも、国民健康保険の被保険者である方や、あとで税関係の証明が必要となる方
また、親族の扶養になっていない方
- ◆遺族年金や障害年金・失業保険などの非課税所得のみの方で、どなたの扶養にもなっていない方

申告する必要のない方

- ◆給与所得者で年末調整が済んでいて給与の他に収入がない方
- ◆年金以外に収入がなく次に該当する方
 - ・65歳未満(昭和30年1月2日以後に生まれた方)で年金収入が98万円以下の方
 - ・65歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)で148万円以下の方
- ◆親族の扶養になっている方
- ◆税務署で確定申告をする方

申告に必要なもの

1、マイナンバー確認書類

①本人が申請する場合

個人番号カード（無い方は通知カード・身元確認のための書類（免許証など））

②代理人（親族者など）が申請する場合

申請者の番号確認（本人が申請する場合と同様の「本人確認」書類の写し）

代理人の身元確認（本人が申請する場合と同様の代理人の「身元確認」書類）

2、その他必要なもの

①村から送付された申告相談案内ハガキ（通知のない方には受付でお名前、住所をお伺いします。）

②税務署から送付されたハガキ及び通知等

③印鑑（口座振替で所得税を納税される方は金融機関の届出印をお持ちください。）

④預金通帳等、口座番号を確認できるもの

⑤所得の内容がわかる資料

○自営業、農業、不動産貸付などの事業を営んでいる方：収入と支出がわかる書類
（収支内訳書にまとめてきてください。）

○給与所得：源泉徴収票の原本または事業主の支払証明書や給与明細書（1年分）など

○年金収入：源泉徴収票の原本

⑥控除の内容がわかる資料

○国民健康保険税、社会保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の納付額が確認できる書類（証明書や領収書）

○生命保険料（一般生命、個人年金、介護医療）の証明書

○地震保険料、損害保険料（長期のみ）の証明書

○医療費控除を受ける方は医療費の領収書や医薬品購入の際のレシートなど（病院、受診者ごとに支払額を集計しておいてください。）なお、セルフメディケーション税制を利用される場合は令和元年中に健康診断等を受けたことを証明するもの（領収書、診断結果等）を併せてご持参願います。

《収入と所得の計算》

次の①・②いずれかに当てはまるかで所得の出し方が違います。

① 必要経費を引いて所得を計算するもの・・・営業所得、農業所得、不動産所得、譲渡所得、一時所得など

② 式によって収入から所得を計算するもの・・・給与所得、公的年金雑所得

ア、営業所得・・・小売業、製造業、大工、保険外交員などの個人の事業から生ずる所得

イ、農業所得・・・田、畑、果樹などの生産や畜産業により生ずる所得

ウ、不動産所得・・・地代、家賃、土地や家屋の権利金などから生ずる所得

エ、譲渡所得・・・土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得

オ、一時所得・・・生命保険の一時金、賞金や懸賞当選金などの所得

カ、給与所得・・・給料、賞与、賃金などの所得

キ、利子所得・・・公社債及び預貯金の利子などに係る所得

ク、配当所得・・・法人から受ける余剰金の配当、利益の配当などに係る所得

ケ、雑所得・・・公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、恩給等）や、講演料、原稿料、生命保険の年金

個人年金またはシルバー人材センターの配分金などア～クに当てはまらない所得

《扶養に関する事項》

配偶者控除・扶養控除は、生計を一にする配偶者や親族で、合計所得金額が 38 万円以下（給与収入の場合 103 万円以下）であり、他の人に扶養されていない場合にできる控除です。

※控除額は村県民税と所得税で金額が異なりますのでお問い合わせください。

配偶者控除

○老人控除対象配偶者：控除対象配偶者のうち昭和25年1月1日以前に生まれた配偶者（年齢が70歳以上の方）

配偶者特別控除

○生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が、38万円超～123万円未満の場合に受けられる控除

※受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

扶養控除

○特定扶養親族：控除対象扶養親族のうち、平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳から23歳未満の方）

○老人扶養親族：控除対象扶養親族のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）

○同居老親等：老人扶養親族のうち、申告者本人や配偶者の直系尊属で同居を常としている方

障害者控除

○普通障害者：身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級、要介護認定1～3の方

○特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定4・5の方

※要介護認定については健康福祉課から送られる『障害者控除対象者認定書』をお持ちください。

《所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する事項》

社会保険料控除

・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・雇用保険料などの支払金額

※配偶者や扶養親族の年金から天引きされた社会保険料は自分の控除とすることはできません。

生命保険料控除

・令和元年中に支払った生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料

地震保険料控除

・令和元年中に支払った地震保険料、及び長期損害保険料

医療費控除

・医療費控除には以下の2種類があり、有利な方を選択することができます。

①従来の医療費控除・・・医薬品の購入費等支払総額から「健康保険組合や生命保険から補てんされる額」と「所得合計の5%と10万円との少ない方の金額」を差し引いた額

②セルフメディケーション税制・・・一定の条件のもと、特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が12,000円を超えた場合、適用となります。

◆申告者本人が該当する控除◆

寡婦控除・・・①または②の条件に該当する方

①夫と死別・離婚・生死不明で再婚せず、合計所得金額が38万円以下の扶養親族または同一生計の子がいる

②扶養親族や生計を一にする子はいないが夫と死別・生死不明で本人の合計所得金額が500万円以下である

特別寡婦控除・・・上記の①に該当する方で、扶養する子を有し、本人の合計所得金額が500万円以下の方

寡夫控除・・・次の①②③の条件すべてに該当する方

①妻と死別・離婚・生死不明で再婚していない②合計所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる

③本人の合計所得金額が500万円以下である

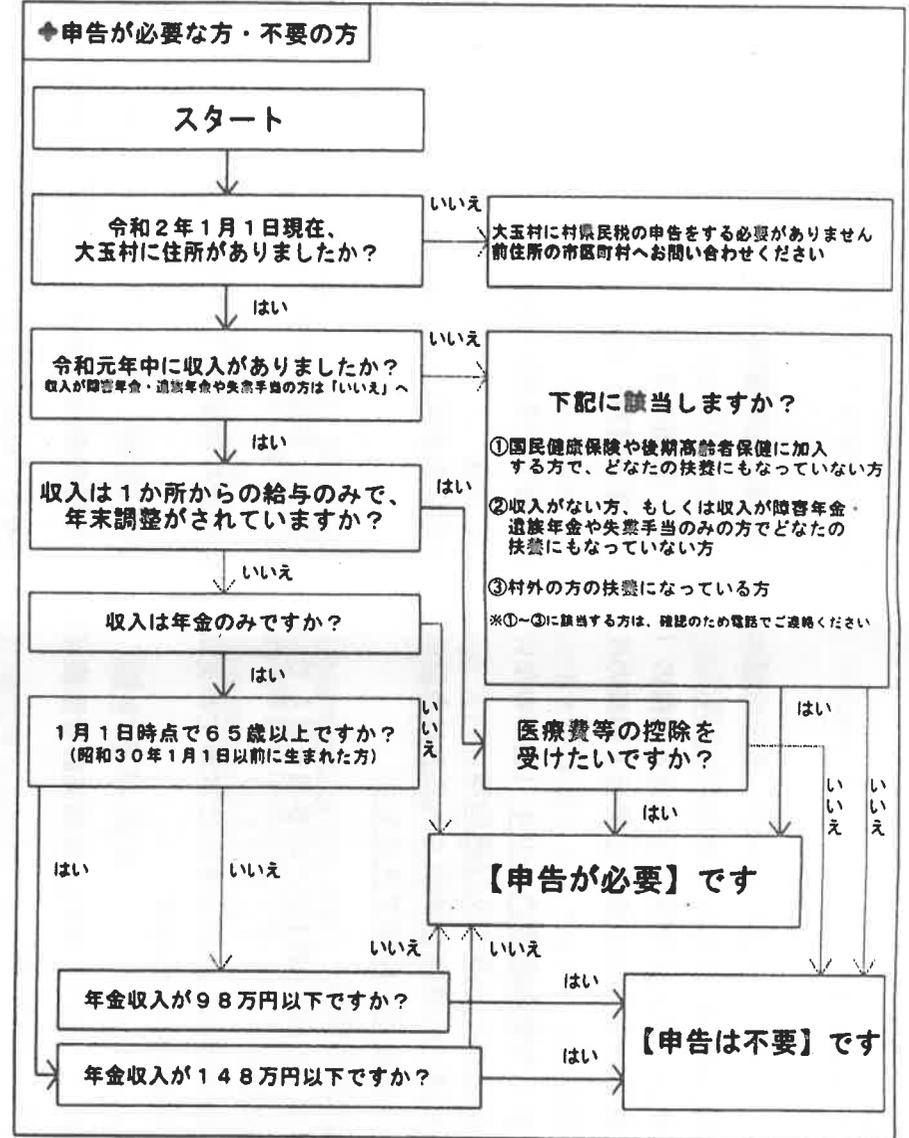
障害者控除・・・本人が障害者に該当する場合（内容は上記の扶養に関する事項の障害者控除と同じ）

勤労学生控除・・・本人が大学・高校・専門学校などの学生で、自己の勤労による合計所得金額が65万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合。

《申告日程表》

月	日	曜日	行政区	月	日	曜日	行政区
2	10	月	11区	3	2	月	4区
	12	水	11区・12区		3	火	4区
	13	木	13区		4	水	指定なし
	14	金	13区		5	木	5区
	17	月	14区		6	金	6区
	18	火	15区		9	月	7区
	19	水	16区		10	火	8区
	20	木	1区		11	水	8区
	21	金	2区		12	木	9区
	25	火	2区		13	金	10区・17区
	26	水	3区		16	月	指定なし
	27	木	3区				
28	金	3区					
相談時間				午前	9:00	～	11:00
				午後	13:00	～	16:00

《申告の要否についてチェックしてみましょう》



- ※上記の日程表は、ご自分の行政区の指定日を確認する目安としてください。
- ※ハガキで指定のあった方も、都合により指定日に申告できない方は、ご自分の都合の良い日においでください。
- ※指定日以外でも申告はできますが、例年、3月に入ると会場が混み合ってきますので、準備が整った方は2月中に申告を済ませてください。
- ※給与・年金所得者で、各種保険料や医療費控除などにより還付を受ける方は、上記に関わらず早めの申告をお願いします。

問い合わせ先：税務課 賦課係 (電話 0243-24-8093)

※村民税の申告が必要かどうかの簡単な目安ですので、当てはまらない場合もあります
ご不明な点は担当までお問い合わせください
※年金収入で申告が不要になった方でも、年金から所得税が源泉徴収されている方は、申告によって還付（戻ってくる）場合もありますので、事前に電話でお問い合わせください